

# 令和6年美郷町議会議事録

## 第2回 定例会 (第4号)

招集年月日	令和6年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 6月 11日 午前 9時30分				
		副議長 福島 教次郎				
	閉会	令和6年 6月 11日 午前 10時35分				
		副議長 福島 教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 10名 欠席 1名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	△	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	/	/	/

会議録署名 議員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和 6 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程  
(第 4 号)

令和 6 年 6 月 1 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 3 6 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 7 号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第 3 8 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 2 号) 議案第 3 9 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 4 0 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 4 1 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) 【一般事件案】 議案第 4 2 号 財産の取得について 議案第 4 3 号 町道路線の認定について

	議案第44号 美郷町農業委員会委員の任命について
6	発委の上程、説明、質疑、討論及び表決 発委第 1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
7	議員派遣の件
8	委員会の継続審査調査付託

令和6年美郷町議会第2回定例会議事日程  
(第4号の追加1)

日程	事 件
1	<p>発議の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発議第 1号 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書</p>

(開 会 午前 9時 30分)

●福島副議長

おはようございます。

はじめに、ご報告申し上げます。原議長、病気療養のため欠席届が出ております。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、福島が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は、10名でありますので、定足数を満たしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、2点ご報告をいたします。

1点目に、シカの資源活用、「なめし革」の完成と活用について申し上げます。美郷バレーでは、産官学民で連携をし、シカ問題を逆手に取った取組みを積極的に展開しています。昨年10月の広島市安佐動物公園でのシカの屠体給餌を手始めに、今年1月には、町内飲食店でのシカ料理メニュー、猪鹿鳥定食の提供、2月には、邑智郡森林組合、タイガー株式会社、美郷町の3者で、シカ対策等を初めとする林業振興を通じた地域振興の包括連携協定を締結をし、今年度に入ってから、4月に町内小中学校で、シカ肉の学校給食、猪鹿蝶給食の提供、5月には、2つの電柵製品の発表と矢継ぎ早に五つの取組みを実施してまいりました。それらに続く第6弾の取組みとして、駆除したシカ皮を活用した「なめし革」を作成し、それを活用した革製品づくりに取組みます。6月12日に「なめし革」の作成に中心に関わられましたタイガー株式会社から、地元女性加工グループ、「青空クラフト」へ「シカなめし革」引渡しが行われます。その際は、県外団体の視察も予定されています。「なめし革」は、「青空クラフト」のメンバーの手によって、革製品に生まれ変わる予定です。地元で捕獲されたシカ革加工の取組みは、島根県で初めてであり、10月開催の美郷バレー山くじらフォーラムでのお披露目を予定しています。シカをテーマにした取組みは、美郷バレー参画メンバーの密接な連携によって、体系化した取組みになりつつあります。シカ問題というピンチをチャンスに変えて、新たな町の魅力を作り、滞在人口、活動人口を増やし、地域の活性化につなげていきたいと思っております。

2点目に、美郷町江の川カヌースプリント競技場のネーミングライツ・パートナーと愛称の決定について申し上げます。美郷町江の川カヌースプリント競技場については、ネーミングライツ・パートナーを募集し、審査の結果、今井産業株式会社をパートナー

に決定いたしました。6月14日に、今井産業株式会社 今井師代表取締役、並びに島根県カヌー協会福井達夫会長のお2人にご出席をいただき、愛称とロゴの発表、記者会見を予定しています。また、ご体調が回復されれば、原議長にご来賓としてご出席いただく予定です。そして、式後には、インターハイ美郷町実行委員会の設立総会と、第1回総会も開催いたします。愛称とロゴは、施設や案内看板、WEB発信など様々なPRで活用する予定です。町民やカヌー競技者に親しまれる施設となるよう、インターハイや国民スポーツ大会の機運醸成などにパートナーの今井産業株式会社とも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。以上で報告を終わります。

#### ●福島副議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第3、請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決を議題といたします。

各委員会から、請願・陳情審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

初めに、総務委員長。

#### ●福島副議長

総務委員長。

#### ●牛尾議員

総務委員会の方から、請願・陳情について、審議をいたしましたので、報告をさせていただきます。読み上げて報告とさせていただきます。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。総務委員会委員長 牛尾博文。請願審査報告書。本委員会に付託された請願について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第94条の規定により報告します。記、受理番号、美議請第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願。審議結果、採択。尚、この請願につきましては、意見が分かれましたが、賛成者多数により、当委員会では採択をしたことを申し添えます。もう1件についてであります。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。総務委員会委員長 牛尾博文。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、美議陳第1号、陳情の要旨、都賀西基幹集落センターの改修についての陳情書。審議結果、不採択。なお、この請願につきましては、意見が分かれましたが、賛成者少数により、当委員会では次のとおり意見を付し、不採択としたことを申し添えます。意見、町は、様々な行政サービスを円滑に展開するため、また、各地域の個別課題を解決し、住みよい地域づくりを進めるためには、各自治会と協力し、協働することが必要かつ重要である。こうしたことから、現在、町では、自治会が活動するための場所の提供や、地域コミュニティ計画に基づく活動に対する支援を行っている。今後も、町と自治会との協力、協働は継続されるべきものであることから、自治会の活動に大きな支障を来さないよう、町は、各自治会の実態に即して、適宜必要な措置を講じられたい。以上であります。

#### ●福島副議長

報告が終わりました。

次に、質疑を行います。

ただ今総務委員長より報告のありました2件について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

ないようですので、質疑を終わります。総務委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

委員長報告のあった2件について、一括して討論を許します。

討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に採決を行います。

お諮りします。

継続審議でありました陳情第1号、都賀西基幹集落センターの改修についての陳情書であります。委員長の報告は不採択であります。陳情第1号、都賀西基幹集落センターの改修についての陳情書を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手なし)

●**福島副議長**

挙手なしと認めます。

よって、本案は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願であります。委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。

よって、本案は、採択することに決しました。

続いて、教育民生委員長。

●**福島副議長**

教育民生委員長。

●**日高議員**

請願の審査報告をいたします。読み上げて報告をいたします。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。教育民生委員会委員長 日高学。請願審査報告書。本委員会に付託された請願について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審査したので、美郷町会議規則第94条の規定により報告します。記、受理番号、美議請第1号、請願の要旨、訪問介護の基本報酬引下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願。審議結果、不採択。なお、この請願につきましては、意見が分かれていましたが、賛成少数により、当委員会では不採択としたことを申し上げます。以上です。

●福島副議長

質疑はございませんか。

●福島副議長

9番、山本議員。

●山本議員

反対、不採択になった理由がですね、何か論議がされとると思います。簡単で結構ですので、その理由の説明を願います。

●日高議員

まずもって、私の私見を述べることは適切ではありませんので、この会議の流れの中での報告と、答えとさせていただきます。この慎重に審議を重ねてきたわけですが、一番の多く意見が出たのは、基本報酬の引上げ撤回というところでしたが、この撤回と、それと、いわゆるこの介護保険の改定4月から行ってるわけですが、一応5月から、介護報酬の引き上げの結果が出るわけですが、まだ事業者の方からですね、いろいろとご意見が出ていないということもありました。そういった意見もありました。それから後、多く意見が出たわけですが、最初に言いましたように、撤回ということにつきましてはですね、いろいろ調べてみますと、やはり、条例等定まってから、何かあった場合には撤回ということがあるんですが、これを求めることは難しいんじゃないかというご意見でございます。以上です。

●福島副議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

ないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

ただ今の委員長報告について、討論を許します。

討論はありませんか。

(討論の申し出あり)

●福島副議長

それでは、請願第1号についての委員長報告は、不採択でありますので、まず、採択することに対し、賛成討論はありませんか。

●福島副議長

9番、山本議員。

●山本議員

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についての請願を不採択とすることに反対の立場で討論といたします。この請願は厚生労働省がこのたび行った介護報酬改定によって、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに、実態に合っていないから撤回し、中山間地域でも安心し

て訪問介護のサービスが受けられるようにしてくださいと、意見書を提出するものと私は理解しております。同僚議員が美郷町社協の訪問介護について調べてきました。町社協では、既に報酬額引き下げの影響が出ております。3月、4月で既に3万5000円の減収になっております。また、移動時間は、サービスの対象にならないために、都会とは違い効率が悪くなっております。1日6件程度しか訪問介護は行えないと、往復で1時間もかかるところもあるようであります。このように、今回の改定は、都会では、効率よく訪問が出来て儲かっているようですが、美郷町では、実態にそぐわない改定となっていることを強く申し上げておきたいと思っております。理屈を申し上げるつもりはございません。今、おかしいと声を上げておかないと、今後、中山間地は、全ての面で切り捨てられるのではないかと、こういうふう思うわけです。この中山間地で暮らしていけるように、意見書提出について、賛同いただきますようお願いして、討論といたします。

●**福島副議長**

賛成討論が終わりました。

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

ないようですので、討論を繰り返します。

他に賛成討論はありませんか。

●**福島副議長**

5番、中原議員。

●**中原議員**

5番、中原でございます。今、山本議員から述べられた点は、全く私と同じ考え方でありまして、これ以上申し上げることはないのですが、山本議員が触れられなかった部分について、触れさせていただきたいと思っております。今回の請願の採択に反対の意見として、理由として述べられたものの中に、もう既に、この4月1日からスタートしてるんだから、もう今からでは遅いのではないかという議論がありました。しかし、今、山本議員も触れられましたように、このことは、特に中山間地ですね。の訪問介護の実態から見れば、1日もゆるがせに出来ないということだというふうに思っております。したがって、こうした誤った認識ですね、都会地の訪問介護の実態から出発して、訪問介護は儲かっている、利潤が上がってるんだと、こういう認識に基づいて出された決定でありますから、これは、中山間地美郷町ようなところには、合わない、そもそも合わないというふうに思っておりますので、これは確かに、4月1日からスタートしたばかりの制度ではあります。直ちに、この部分については撤回をしてですね、改めてやり直すということを強く求めて、私の討論にさせていただきたいと思っております。以上です。

●**福島副議長**

賛成討論が終わりました。

討論を繰り返します。

他に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

請願第1号、訪問介護の基本報酬引き上げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願であります。委員長の報告は不採択であります。請願第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島副議長

挙手多数であります。

よって本案は、採択とすることに決しました。

続いて、産業建設委員長。

●福島副議長

12番、産業建設委員長。

●西嶋議員

陳情審査報告をいたします。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。産業建設委員会委員長 西嶋二郎。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、令和5年美議陳第2号、陳情の要旨、町道吾郷浜原線の道路改良工事に関する陳情。審査結果は不採択であります。以上です。

●福島副議長

報告が終わりました。次に、質疑を行います。

産業建設委員長からの報告について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島副議長

ないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

ただいまの委員長報告について、討論を許します。

討論はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

継続審議でありました、令和5年陳情第2号、町道吾郷浜原線の道路改良工事に関する

る陳情書であります。委員長の報告は不採択であります。令和5年陳情第2号、町道吾郷浜原線の道路改良工事に関する陳情書を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手なし)

●**福島副議長**

挙手がありません。

よって、本案は不採択とすることに決しました。

日程第4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに総務委員長。

●**福島副議長**

総務委員長。

●**牛尾議員**

それでは、総務委員会に付託されました案件につきましての審査報告を申し上げます。読み上げて報告とさせていただきます。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。総務委員会委員長 牛尾博文。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第42号、財産の取得について、以上であります。

●**福島副議長**

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長、ご苦労さまでした。

続いて教育民生委員長。

●**福島副議長**

教育民生委員長。

●**日高議員**

委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。教育民生委員会委員長 日高学。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第36号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、以上です。

●**福島副議長**

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島副議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
教育民生委員長、ご苦労さまでした。  
続いて、産業建設委員長。

●福島副議長

産業建設委員長。

●西嶋議員

委員会審査報告を行います。令和6年6月11日。美郷町議会議長 原克美様。産業建設委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第37号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号、町道路線の認定について、議案第44号、美郷町農業委員会委員の任命について、以上であります。

●福島副議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。  
質疑はございませんか。  
(なしの声)

●福島副議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
産業建設委員長ご苦労さまでした。  
日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。  
初めに、議案第36号から議案第43号までの議案8件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。  
まず、反対討論はありませんか。  
(なしの声)

●福島副議長

次に、賛成討論はありませんか。  
(なしの声)

●福島副議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。  
続きまして採決に入ります。議案第36号から議案第43号までの8議案について順次採決を行います。予算案を除き各委員会へ付託した議案については、いずれも可決すべきとの委員長報告がありました。  
お諮りします。  
初めに、議案第36号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

●福島副議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号の討論及び表決を行います。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、西嶋議員は除斥に該当しますので、退席

をお願いいたします。

(西嶋議員退席)

●福島副議長

それでは、議案第44号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

先ほど、議案第44号についても、可決すべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

議案第44号、美郷町農業委員会委員の任命について、委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島副議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

西嶋議員の除斥を解きます。

(西嶋議員入場)

●福島副議長

日程第6、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、総務委員会から発委第1号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書が提出されましたので、これを上程いたします。

お諮りします。

発委第1号の提出につきましては、提案理由の説明、質疑を省略して、討論、表決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認め、提案理由の説明、質疑を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島副議長

挙手全員であります。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前 10時12分)

(再開 午前 10時31分)

●福島副議長

それでは、会議を再開します。

お諮りします。

予めお手元に配付してあるとおり、日程を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

異議なしと認め、日程を追加することに決しました。

追加日程第1、発議の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

先程、お手元に配付しておりますとおり、中原議員から発議第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書が6名の賛成議員連署のうえ提出されましたので、これを上程いたします。

お諮りします。

発議第1号の提出につきましては、提案理由の説明、質疑を省略して、討論、表決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認め、提案理由の説明、質疑を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りします。

発議第1号 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島副議長

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員会へ付託することに決定しました。

本定例会へ付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和6年美郷町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 10時35分)